

## 三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条厚生委員会の項第2号中「文化振興」の右に「及び生活経済」を加え、同条建設委員会の項第3号中「水道部」の右に「の所管」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）生活環境部（生活経済に関する事項）の所管に関する事項

第8条第1項中「議会運営委員会」を「議会運営委員」に改める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

### 提案理由

厚生委員会と建設委員会の所管事項を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。